

新 旧 対 照 表

新

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として毎年2月に行う。ただし、特に必要な場合は、随時行うことができる。

(被表彰者の選定等)

第9条 何人も、毎年11月下旬までに、第2条の規定に該当するものを、被表彰者として推薦することができる。

2・3 略

旧

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として毎年2月下旬に行う。ただし、特に必要な場合は、随時行うことができる。

(被表彰者の選定等)

第9条 何人も、毎年1月中旬までに、第2条の規定に該当するものを、被表彰者として推薦することができる。

2・3 略